# 山梨県小中学校体育連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は山梨県小中学校体育連盟という。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局を理事長勤務校におく。

(目 的)

第3条 本連盟は山梨県小中学校における体育の健全な発展を図り、その振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 小中学校の体育の研究と指導
- 2 小中学校体育の研究会並びに講習会の開催
- 3 中学校生徒の体育大会並びに教職員体育大会の開催
- 4 小学校児童の地域別記録会の開催
- 5 小中学校体育に関する諸団体との連絡
- 6 その他本連盟の目的達成に必要な事業
- 7 地域スポーツ団体指導者の講習会開催

第 2 章 組 織

(構 成)

第5条 本連盟は山梨県内各郡市の小中学校体育団体(研究団体を含む)をもって組織する。 (以下 支部という)

2 支部規約は本連盟規約に準じて各支部で定める。

(専門部)

第6条 本連盟に次の専門部をおく。

- 1 研究部門
  - (1)研究部
- (2)調査統計部
- 2 競技部門
  - (1) 陸上競技部 (2) 水泳競技部 (3) 柔道部 (4) 剣道部
  - (5) 体操競技部 (6) スキー部 (7) スケート部
  - (8) バレーボール部 (9) 軟式野球部 (10) バスケットボール部
  - (11) ハンドボール部 (12) サッカー部 (13) ソフトボール部
  - (14) ソフトテニス部 (15) 卓球部 (16) 相撲部 (17) バドミントン部
  - (18) 新体操部 (19) ラグビー部 (20) 弓道部 (21) テニス部
  - (22) ダンス部(休部) (23) 空手部
- 3 小学校部門
  - (1) 小学校部

(役 員)

第7条 本連盟に次の役員をおく。

- (1)会 長 (2)副会長若干名 (3)理事長
- (4) 副理事長若干名 (5) 理 事 (6) 常任理事
- (7) 監事3 名(8) 専門部長(9) 専門委員長
- (10) 事務局長
- 2 本連盟に、前項の役員の他顧問(会長経験者)と特別理事(理事長経験者) を置くことができる。

#### (役員の選出)

- 第8条 会長・副会長は、理事会において選出する。
  - 2 理事長は、理事会において選出し、会長これを委嘱する。
  - 3 副理事長は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て会長これを委嘱する。
  - 4 事務局長は、理事会において選出し、会長これを委嘱する。
  - 5 理事は各支部(支部長・理事長)2名および各部専門部長と各専門委員長とし、 この他理事会の議を経て会長が委嘱することができる。
  - 6 常任理事は各支部の支部長とする。
  - 7 監事は理事会において推薦し、会長これを委嘱する。
  - 8 専門部長は専門部会の推薦によって、会長これを委嘱する。
  - 9 専門委員長は各専門部委員の互選による。
  - 10 顧問は理事会にはかって、会長これを委嘱する。
  - 11 特別理事は理事会にはかって会長これを委嘱する。

### (役員の任務)

- 第9条 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。
  - 3 理事長は理事会を代表し、会務の処理にあたる。
  - 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職を代行する。
  - 5 理事は理事会を組織し、第13条2項に規定する職務を行う。
  - 6 常任理事は常任理事会を組織し、第14条2項に規定する職務を行う。
  - 7 監事は本連盟の会計を監査する。
  - 8 専門部長は当該専門部を代表する。
  - 9 専門委員長は部長を補佐し、部の実務を処理する。
  - 10 顧問は会長の諮問に応ずる。
  - 11 事務局長は事務運営の統括にあたる。
  - 12 特別理事は会長の要請によって、理事会に出席する。 (但し、理事の役職に就いたときは、その任を解く)

#### (役員の任期)

- 第10条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、重任を妨げない。
  - 2 役員はその任期満了の後でも後任者が選出されるまでその職務を行うものとする。

#### 第 3 章 機関および会議

## (機 関)

- 第11条 本連盟に次の機関を置く。
  - (1) 理事会 (2) 常任理事会 (3) 対外試合審議会
  - (4) (支部) 理事長会 (5) 専門委員長会

#### (会 議)

第12条 会議はすべて会長が招集し、会議の議長はその都度正副会長の中から選出する。

### (理事会)

- 第13条 理事会は本連盟の最高決議機関とし、毎年度5回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
  - 2 理事会は次の事項を審議決定する。
    - (1)事業(2)予算および決算(3)役員の改選
    - (4) その他必要事項

# (常任理事会)

- 第14条 常任理事会は必要に応じて開催する。
  - 2 常任理事会は理事会において委任された事項および緊急を要する事項を審議し、 処理する。

(支部理事長会)

第15条 支部理事長会は必要に応じて開催する。

2 支部理事長会は支部間の連絡調整および事務処理にあたる。

(専門委員長会)

第16条 専門委員長会は必要に応じて開催する。

2 専門委員長会は専門部間の連絡調整および事務処理にあたる。

(対外試合審議会)

第17条 対外試合審議会は別に定める規約による。

(専門部会)

第18条 専門部会は別に定める規約による。

(小学校部長会・専門部長会)

第19条 小学校部長会・専門部長会を必要に応じて会長が招集することができる。

(成立定数)

第20条 会議は構成員の過半数の出席で成立する。

第 4 章 会 計

(経費)

第21条 本連盟の経費は次に掲げるものをもって充てる。

(1) 分担金 (2) 助成金 (3) 補助金 (4) その他の収入

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本連盟の予算・決算は理事会において審議し、決定する。

第 5 章 補 則

(委任・改正)

第24条 本連盟規約の施行に関して必要な事項の細則は、理事会にはかって会長これを定める。

2 本規約の改正は理事会の議決を経なければならない。

(付 則)

本規約は昭和23年3月8日より施行する。

昭和23年3月8日制定

昭和26年4月1日一部修正

昭和28年5月16日一部修正

昭和29年2月25日一部修正

昭和32年6月20日一部修正

昭和33年6月21日一部修正

昭和43年5月4日一部改正

昭和45年5月 一部改正

昭和49年5月2日一部改正

昭和52年6月 一部改正

昭和59年5月8日一部改正昭和60年5月7日 改正

平成2年5月8日一部改正

平成3年5月9日一部改正

平成11年5月11日一部改正

平成14年1月31日一部改正

平成17年2月10日一部改正

平成19年1月16日一部改正

平成20年5月8日一部改正

令和4年8月12日一部改正